

令和4年3月2日

城北機業株式会社 女性推進法に基づく一般事業主行動計画

女性社員の働きやすい環境をすることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

2 内容

目標1： 男性の育児休業1名以上取得

<対策>

令和4年4月～ 育児休業相談窓口設置
令和4年6月～ 育児休業に関する案内の作成
令和5年4月～ 各職場へ育児休業案内を送付

目標2： 非正規女性従業員を1名以上正規従業員へ

<対策>

令和4年4月～ 女性の非正規従業員の状況を把握する
令和4年8月～ 職場への聞き取り、希望調査
令和5年8月～ 転換